

ゴルフ場使用農薬に係る排水基準

(趣旨)

第1 滋賀県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱(以下「要綱」という。)第17条に基づき、ゴルフ場使用農薬に係る排水基準を定めたものである。

(基準値)

第2 ゴルフ場からの排水中の農薬の有効成分(以下「農薬成分」という。)の濃度は、排水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、次の基準値を常に超えてはならない。

(1) 水濁排水基準値

要綱第5条により選定された農薬成分であって、水濁基準値(農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準(平成20年環境省告示第60号)において定める基準値)が設定されているものにあってはその値。

それ以外の農薬成分にあっては下表に掲げる基準値。

(2) 水産排水基準値

要綱第5条により選定された農薬成分であって、水産基準値(農薬取締法第4条第1項第8号に基づく生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(令和2年環境省告示第31号)のうち、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和46年3月農林省告示第346号)第3号イの基準(水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準)において定める基準値)が設定されているものにあってはその値の10倍値。

表 水濁排水基準値(水濁基準値が設定されていない農薬成分)

農薬成分名		基準値 (mg/L)
殺虫剤	チオジカルブ	0.08
殺菌剤	シプロコナゾール	0.03
	チオファネートメチル	0.3
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	0.1
除草剤	シクロスルフアムロン	0.08
	トリクロピルアミン塩	0.006 (トリクロピルとして)

注1: 表に掲げた農薬成分の基準値について、新たに水濁基準値が設定された場合には、その値を水濁排水基準値とする。(水濁基準値は、随時設定されることから、最新の設定状況について環境省ホームページで確認すること。)

注2: ゴルフ場使用農薬に係る排水基準は科学的知見の集積等により必要に応じ見直しを行うものとする。

注3: この排水基準は令和6年9月に一部改正した。

水濁基準値、水産基準値は、環境省のホームページに掲載されている。

(水濁基準値) https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

(水産基準値) <https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>